

2024年4月12日

各位

会社名 株式会社コプロ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 清川 甲介
(コード：7059、東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執行役員 経営企画室長 松田 高志
(TEL. 052-589-3066)

権利行使義務条項型募集新株予約権（有償ストック・オプション） の発行に関するお知らせ

当社は、2024年4月12日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループは、2006年10月の創業以来、建設業界を中心とした人材派遣、紹介事業を通じて社会の要請に応え、高い志を持つプロフェッショナルな組織として事業に邁進してきました。また、2022年5月には、中期経営計画「コプロ・グループ Build the Future 2027」（2023年3月期～2027年3月期）を公表し、中期経営計画最終年度の業績目標として連結売上高400億円、Non-GAAP営業利益50億円を掲げ、各種取組みを進めております。具体的には、営業と採用、両活動の更なる強化により人財派遣会社として求められる本質的サービスに磨きをかけると共に、当社グループに関わるエンジニアの多様な働き方の提供と支援を通じた“エンジニア応援プラットフォーム”の展開を通じて、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指してまいります。

本新株予約権は、中期経営計画に対するコミットメントをより一層高めることを目的として、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。本新株予約権は、当社株式の終値の平均値が一度でも行使価額の40%を下回った場合に、残存するすべての本新株予約権の行使を義務付けるものであり、付与対象者である当社取締役並びに経営陣が当社株価下落に対する一定の責任を負うスキームとなっております。上記の行使義務の発動水準を本新株予約権の行使価額の40%を下回った場合と設定した理由と致しましては、当社の過去の株価推移を考慮の上、株価水準へのプレッシャーを意識しつつ、当社の業績拡大及び企業価値の増大を達成するための適切な水準が、現時点の株価の概ね40%程度であると判断したためであります。これにより、当社関係者が株価変動リスクを当社株主の皆様と共有することで、当社の将来的な企業価値の増大に貢献するものと考えております。なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.50%に相当します。しかしながら、当社関係者が株価水準へのプレッシャーを感じ、業績向上による継続的なインセンティブを意識することにより、当社の中期経営計画の達成にむけ尽力することが業績の向上に繋がりますので、当社の株式価値の向上に資するものと考えております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様と共有することで、当社の将来的な企業価値の増大に貢献するものと考えております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様と共有することで、当社の将来的な企業価値の増大に貢献するものと考えております。なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.50%に相当します。しかしながら、当社関係者が株価水準へのプレッシャーを感じ、業績向上による継続的なインセンティブを意識することにより、当社の中期経営計画の達成にむけ尽力することが業績の向上に繋がりますので、当社の株式価値の向上に資するものと考えております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様と共有することで、当社の将来的な企業価値の増大に貢献するものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社コプロ・ホールディングス 第8回新株予約権

2. 新株予約権の数

990 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 99,000 株とし、下記 4. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1,644 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年4月30日から2034年4月29日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額（但し、上記4.（2）より行使価額の調整が行われた場合には、同様の調整を行うものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日

2024年4月30日

6. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2024年4月30日

10. 申込期日

2024年4月19日

11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	3名	700個
当社従業員	1名	50個
当社子会社取締役	2名	140個
当社子会社従業員	2名	100個

Ⅲ. 支配株主との取引等に関する事項

1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主である当社代表取締役社長清川甲介を割当対象者の範囲に含めているため、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2023年6月22日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針に則って決定されております。

「当社は、支配株主との取引は、基本的には行わない方針としております。当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役のみで構成される特別委員会を設置しており、万一、当社が支配株主との間で少数株主との利益が相反する重要な取引を行う場合には、特別委員会において審議・検討を行うとともに、取締役会において承認を得るものとし、当該取引が実行された際には、遅滞なく当該取引について重要な事実を取締役会で報告することとしております。また、当該取引が適正な職務権限と判断のもと業務が執行されたかについては、監査役監査を通じて適正性を確保することにより、少数株主の保護に努めてまいります。」

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件新株予約権は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、本新株予約権の内容及び条件についても、上記「Ⅱ. 新株予約権の発行要項」に記載のとおり、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に、公正価値で有償にて発行する業績条件付きの新株予約権であります。当社が過去に発行した新株予約権と同様であり、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本件新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングによって、本件新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。なお、利益相反を回避するため、支配株主である当社代表取締役社長 清川 甲介は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加せず、かつ決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2024年4月11日に、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外取締役及び社外監査役（社外取締役 葉山 憲夫氏及び藤巻 正司氏、社外監査役 春馬 学氏及び大倉 淳氏の4氏）で構成された特別委員会より、本新株予約権の発行は、以下の理由により、少数株主にとって不利益でない旨の意見を得ております。

- ① 新株予約権は当社の企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として設計・付与されており、発行手続きについても、当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていること。
- ② 発行内容及び条件について、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであること。
- ③ 本新株予約権の発行は、社内で定められた規程及び手続きに基づきなされていること。

以 上